

学校人権教育指導方針

太田市教育委員会
学校教育課

本指導方針は、「群馬県人権教育充実指針（群馬県教育委員会令和7年3月改定）」を基に、太田市内の各学校の現状を踏まえて策定するものである。

群馬県教育委員会の「令和7年度人権教育推進状況調査」や太田市教育委員会の「令和7年度重要課題の取組調査」の市内42校（小学校24校、中学校16校、義務教育学校1校、市立太田高校1校）の結果等を基にした成果と課題の分析から、太田市の課題解決のための方策を「本年度の指針」として示した。

人権教育の充実 ～令和8年度学校教育指導の重点より～

（具体方針）

全教育活動を通して計画的に人権教育を推進し、家庭や地域への啓発も図りながら人権に対する正しい知識と人権感覚を身に付けた児童生徒の育成に努めます。

（指導の重点）

- 多様化する人権問題に対応した正しい知識と人権感覚の育成を図るため、同和問題等、県が示す14の人権重要課題を年間指導計画に適切に位置付けるとともに、「学校人権教育指導指針」の提示や教職員研修の充実に努めます。
- 人権教育実践推進校を定め、人権教育について実践的に研究したことを市内各校へ広げ市全体の人権教育の充実に努めます。
- 学校ブログ等による情報発信、授業公開や講演会等の計画的な実施を通して、保護者への啓発と地域・関係機関との連携の充実に努めます。

I 太田市の人権教育の現状を踏まえた本年度の指針

※【 】内の数字は、令和7年度の該当校数（全42校）

1 組織・計画に関すること

【現状】

- (1) 学校運営組織に人権教育主任を位置付けている。 【42校】
- (2) 全体計画の見直し・改善を実施している。 【42校】
- (3) 年間指導計画が整備されている。 【42校】

※以上、「R7人権教育推進状況調査(群馬県)」より

- (4) 全体計画や年間指導計画に盛り込まれている人権重要課題
 - 女性 【42校】
 - 子どもたち 【42校】
 - 高齢者 【42校】
 - 障害のある人たち 【42校】
 - 同和問題 【42校】
 - 外国籍の人たち 【42校】
 - H I V感染者等の人たち 【42校】
 - ハンセン病元患者の人たち 【42校】
 - 犯罪被害者等 【42校】
 - インターネット等による人権侵害 【42校】
 - 性的少数者の人たち 【42校】
 - 刑を終えて出所した人たち 【39校】
 - 北朝鮮による拉致被害者 【41校】
 - その他の人権問題（アイヌの人々等） 【42校】

※以上、「R7重要課題の取組調査」（太田市）より

【本年度の指針】

※校長のリーダーシップの下、人権教育主任や学年主任等を中心とした校内指導体制を充実させ、全教職員の共通理解と協働により、組織的に人権教育を推進しましょう。

※人権教育と各教科等との関連を明確にし、人権教育年間指導計画に重要課題を確実に位置付け、具体的な指導方法に関する研修を計画的に設定しましょう。

2 児童生徒の指導・支援に関すること

【現状】

- (1) 常時指導（複数回答可）
 - 児童生徒に対して敬称を付した呼称
 - 男女共通で呼び名を「〇〇さん」に統一、男女混合背の順
 - 性別によらないグループ編成
 - あいさつ運動
 - 人権に関わる項目を位置付けた月間目標
 - 縦割り活動・異学年交流（運動会、縦割りレク、清掃活動、なかよし遠足等）
 - 外国籍児童生徒への理解と支援（各国の写真や書籍の掲示等）
 - 学校生活アンケート、「C&S」の実施、悩みごと相談ポストの設置
 - 女子の制服スラックス導入
 - 環境整備活動（清掃、花栽培）、花いっぱい運動
- (2) 人権週間や人権集中学習等において実施している内容（複数回答可）
 - 教職員や外部講師による人権教育に関する講話・講演会
 - 人権教育に視点を当てた授業
 - 人権コーナーの設置、人権作文や人権標語、人権ポスター等の作成・展示
 - 人権教育に関するDVD等の視聴、視聴後の感想発表
 - 人権ファイルやノートの作成・活用
 - 人権だよりの作成・配布
 - 「よいところさがし」等、互いのよさを見つけ合う活動
 - いじめ防止に視点を当てた集会や話し合い活動（いじめ防止スローガン等）
 - 人権教育に関する体験活動（車いす体験、高齢者疑似体験、点字、手話等）
 - 思いやりの木、ハートウォーミング活動、なかよしの花
 - 「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」の掲示
 - 情報モラル教育の実施（SNSでの人権侵害等）
 - 小中で連携した活動（あいさつ運動、児童会・生徒会の共同活動等）
 - イエローリボン運動

※以上、令和7年8月「人権教育主任研修会提出資料」より

【本年度の指針】

- ※人権教育の基盤である常時指導を充実させ、児童生徒が互いを認め合う温かい学校・学級づくりに努めましょう。
- ※人権週間や人権集中学習等では、扱う教材やテーマについて点検・見直しを行い、児童生徒が主体的に参加し、自分事として考えられる取組を行いましょう。
- ※児童生徒の発達段階に応じて、同和問題やインターネットによる人権侵害等の人権重要課題について、計画的・継続的に指導の充実を図りましょう。

3 教職員の研修に関すること

【現状】

- (1) 校内において人権教育に関する研修等を実施している学校
 - 実施している 【42校】
 - 実施していない 【0校】
- (2) 教職員の人権感覚を高めるための研修
 - 人権に関する諸条約や法令等（いじめ防止基本方針等に関する研修を含む）に関する研修 【41校】
 - 人権の重要課題に関する研修 【36校】
 - 児童生徒の人権感覚の育成に有効な参加型体験学習の研修 【18校】
 - 人権教育に視点を当てた授業や授業研究会 【37校】
 - 人権教育に関する校外の研修会の配布資料等の説明 【29校】
 - 人権教育に関わる映像資料等の視聴 【15校】
 - 人権教育に関わる外部講師を活用した研修の実施 【16校】
- (3) 以下の内容に関する研修に取り組んでいる学校
 - 児童虐待への対応に関する研修（虐待の早期発見、発見した場合の速やかな通告等） 【40校】
 - 「部落差別の解消の推進に関する法律」に関連する研修（法の趣旨の理解等） 【20校】
 - 性的少数者の人たちへの理解に関する研修（児童生徒への対応に関する研修を含む） 【37校】
 - ハンセン病についての啓発DVD「栗生の園に生きた証～みんなのために～」の活用（児童生徒の視聴を含む） 【10校】

- 拉致問題に関する映像資料「アニメ『めぐみ』」の活用（児童生徒の視聴を含む） 【21校】
- インターネット等による人権侵害に関する研修 【40校】

※以上、「R7人権教育推進状況調査(群馬県)」より

【本年度の指針】

- ※人権重要課題について、偏りなく計画的に教職員の研修を実施し、その成果を児童生徒への指導に生かしましょう。
- ※事例やロールプレイ、参加型体験学習を取り入れる等、研修内容を工夫し、教職員の人権教育に関わる資質・能力を高めましょう。
- ※「群馬県人権教育指針」の中にある「人権感覚チェックシート」の活用等を通して教職員が定期的に自身の言動を振り返る場面を設定し、人権を尊重する態度の涵養を図りましょう。

4 保護者の啓発及び地域・関係機関等との連携に関すること

【現状】

- (1) 保護者の啓発及び地域・関係機関等との連携を図るために実施している内容
 - 学校・学年通信や学校ブログによる情報提供 【41校】
 - 地域・関係機関等の人材を活用した教育活動 【27校】
 - 人権教育に関わる取組に対する保護者・地域の方々からの意見聴取 【30校】

※以上、「R7人権教育推進状況調査(群馬県)」より

【本年度の指針】

- ※人権教育の取組の様子や成果について、学校・学年通信や学校ブログ等を通じて情報発信したり、人権をテーマにした道德等の授業公開や講演会等を実施したりする等、保護者・地域への啓発に努めましょう。
- ※人権教育に関わる授業や取組に地域や関係機関等の人材を積極的に活用し、より実効性のある取組を推進しましょう。

II 取組の重点

1 校内研修、指導体制の確立

- (1) 「群馬県人権教育充実指針」、「人権教育推進資料」を基に、児童生徒や地域の実態を踏まえた人権教育の目標・全体計画・年間指導計画について、人権教育主任を中心に実践を通して見直し・改善を図る。
- (2) 学校人権教育の基盤である、常時指導の充実を図る。
- (3) 人権重要課題に関する研修を計画的に偏りなく行い、児童生徒の実態に応じた各教科・領域における直接的指導の推進を図る。
- (4) 人権教育の取組について点検・評価を行い、次年度に向けた見直し・改善を図る。

2 児童生徒の指導・支援

- (1) 人権感覚育成のために常時指導・直接的指導・間接的指導を構造的に行う。
- (2) 各教科・道德等と人権教育との関連を図りながら、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた分かりやすい授業を実践する。
- (3) 教室環境や言語環境を整備し、互いのよさを認め合える温かい学級や学校づくりに努める。
- (4) 人権教育で育てたい5つの能力・態度（感性・知性・技能・判断力・実践力）を学習指導案に明確に位置付け、授業実践を行う。
- (5) 地域や関係機関等の人材を活用し、SNSの危険性や情報モラルに関する学習・講習会を行う。
- (6) 児童生徒の悩みや不安を解消するため、教育相談・進路指導の充実を図る。
- (7) 児童生徒一人一人に応じた生徒支援の充実を図るため、スクールカウンセラー、おおたん教育支援隊、教育相談員等との連携・協力を図る。

3 教職員研修の充実

- (1) 人権教育主任研修会（尾島庁舎 令和8年8月26日）
 - ・人権教育実践推進校の取組発表
 - ・各学校の取組・課題の情報交換等
- (2) 研修会・講習会・研究発表会・研究集会等への参加
○県人権教育推進協議会
（小：令和8年10月14日 中：令和8年10月20日）
- (3) 群馬県教育委員会や関係機関等からの啓發文書・資料等の配布とその活用
- (4) 学校訪問指導や初任者研修での教職員の人権教育についての指導助言
- (5) 群馬県教育委員会や東部教育事務所及び関係機関等との連携
- (6) 各種実践推進校の指定・充実
 - ①令和8年度「人権の花運動」（候補校6校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）
九合小、休泊小、中央小、宝泉東小、尾島小、木崎小
 - ②令和8年度「全国中学生人権作文コンテスト」（候補校4校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）
宝泉中、毛里田中、尾島中、綿打中
 - ③令和8年度人権教室（候補校7校）（前橋地方務局 群馬県人権擁護委員連合会主催）
九合小、休泊小、中央小、宝泉東小、尾島小、木崎小、綿打小
 - ④令和8年度「太田市教育委員会」指定人権教育実践推進校（1校）宝泉小

4 保護者への啓発、地域・関係機関等との連携

- (1) 学校・学年通信、学校ブログによる情報発信や人権をテーマにした各教科・道徳等の公開授業やPTA講演会等、保護者への啓発活動を積極的に推進する。
- (2) 学校評価に人権教育に関する項目を設定し、保護者や学校評議員からの評価や意見を生かし、更なる人権教育の充実を図る。